

## 埼玉県栄養関係功労者知事表彰実施要綱

### 1 目的

栄養改善及び食生活改善事業の普及向上等に、功労のあった者の労苦に報いるとともに、優良な特定給食施設等については、他の模範とするため知事表彰を行い、もって栄養行政の一層の推進に資するものである。

### 2 表彰基準

次に掲げるものとする。ただし、叙勲受章者、褒章受章者、同一功績により厚生労働大臣表彰及び知事表彰を受賞した者、並びに県機関、県職員は除く。

#### (1) 栄養指導業務功労者

現在、栄養士の免許を有する者であって、常に第一線にあって実際の栄養指導業務を担当し、栄養士としての活動に特に顕著な功績があったと認められる者の当該年4月1日において、次の各号のいずれにも該当するもの。

ア 功績に係る従事年数が20年以上で、かつ、県内での従事年数が10年以上であること。

イ 年齢が50歳以上であること。

ウ 原則として、保健所長、公益社団法人埼玉県栄養士会会長、もしくは県組織団体等の長からの表彰歴がある者。ただし、功績によっては表彰歴を問わない。

#### (2) 栄養士養成功労者

現に県内の栄養士、管理栄養士養成施設の設立者（法人にあってはその代表者）施設長または、教職員であって、栄養士、管理栄養士養成のため特に顕著な功績があったと認められる者で、当該年4月1日において次の各号のいずれにも該当するもの。

ア 功績に係る施設での従事年数が10年以上（教職員については15年以上）で、かつ、県内施設での従事年数が5年以上（教職員については8年以上）であること。

イ 年齢が50歳以上であること。

#### (3) 調理師養成功労者

現に県内の調理師養成施設の設立者（法人にあってはその代表者）施設長または、教職員であって調理師養成のため、特に顕著な功績があったと認められる者で、当該年4月1日において次の各号のいずれにも該当するもの。

ア 功績に係る施設での従事年数が10年以上（教職員については15年以上）で、かつ、県内施設での従事年数が5年以上（教職員については8年以上）であること。

イ 年齢が50歳以上であること。

(4) 優良特定給食施設

給食の管理運営が特に優秀であり、他の模範とすべき特定給食施設であって、次の各号のいずれにも該当するもの。

ア 当該年4月1日において、特定給食施設としての実績を10年以上有する施設であって、栄養改善のための効果が顕著であること。

イ 合理的な給食管理組織が確立されており円滑な運営がなされていること。

ウ 給食業務の合理化及び喫食者の栄養指導がよく行われていること。

エ 喫食者中心の給食への配慮及び給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。

オ 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果の成績がよく、かつ、過去に行政処分を受けたことのないこと。

3 被表彰候補者の推薦

(1) 栄養指導業務功労者及び優良特定給食施設

保健所を設置する市の市長、県保健所長及び公益社団法人埼玉県栄養士会会長は、前項の表彰基準の該当者について、総括表、推薦調書（栄養指導業務功労者にあつては、様式1-1、1-2、優良特定給食施設にあつては、様式2-1、2-2）を作成し、関係書類を添えて推薦すること。

(2) 栄養士養成功労者及び調理師養成功労者

健康長寿課長及び保健所長は、前項の表彰基準の該当者について、総括表、推薦調書（様式1-1、1-2）を作成し、関係書類を添えて推薦すること。

4 被表彰者の決定

前項により推薦された者については、保健医療部内に設置する「表彰調整会議」を経て被表彰者を決定する。

原則として、表彰人員（施設）は、栄養指導業務功労者5名、栄養士・調理師養成功労者各2名、優良特定給食施設3施設以内とする。

## 5 表彰の場所

毎年、埼玉県栄養士大会において行う。

附 則

この要綱は、平成元年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。